令和 8 年度

鳥獣保護区等位置図

宮城県

◀ 狩猟に関する問合せ先 ▶

名　　称	住　　所	電　話
宮城県環境生活部 自然保護課	〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1	022(211)2673
大河原地方振興事務所 林業振興部森林管理班	〒989-1243 柴田郡大河原町字南129-1	0224(53)3252
仙台地方振興事務所 林業振興部森林管理班	〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町4-17	022(275)9253
北部地方振興事務所 林業振興部森林管理班	〒989-6117 大崎市古川旭4-1-1	0229(91)0765
北部地方振興事務所 栗原地域事務所 林業振興部森林管理班	〒987-2251 栗原市築館藤木5-1	0228(22)2391
東部地方振興事務所 林業振興部森林管理班	〒986-0850 石巻市あゆみ野5-7	0225(95)1486
東部地方振興事務所 登米地域事務所 林業振興部森林管理班	〒987-0511 登米市迫町佐沼字西佐沼150-5	0220(22)6125
気仙沼地方振興事務所 林業振興部森林整備班	〒988-0181 気仙沼市赤岩杉ノ沢47-6	0226(24)8285

◆ 狩猟鳥獣の種類と狩猟のできる期間

狩　猟　鳥　獣　の　種　類		狩猟のできる期間
鳥　類 (26 種)	マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、エゾライチョウ、ヤマドリ（コシジロヤマドリを除く）、キジ（コウライキジを含む）、コジュケイ、ヤマシギ（アマミヤマシギを除く）、タシギ、キジバト、ヒヨドリ、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス 、カワウ	毎年11月15日から 翌年２月15日まで ※ただし、ニホンジカ及びイノシシについては、一部地域で狩猟期間を延長しています。詳しくは、この面の左下を参照
獣　類 (20 種)	タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、テン（ツシマテンを除く）、オスイタチ、シベリアイタチ（長崎県対馬市の個体群以外の個体群）、ミンク、アナグマ、アライグマ、ヒグマ、ツキノワグマ、ハクビシン、イノシシ（イノブタを含む）、ニホンジカ、タイワンリス、シマリス、ヌートリア、ユキウサギ、ノウサギ	

※　メスヤマドリ及びメスキジについては、狩猟鳥獣ではありますが、令和４年９月15日から令和９年９月14日まで捕獲が禁止されています。

※　ニホンジカは、石巻市(金華山を除く。)、気仙沼市、登米市、大崎市、栗原市、女川町及び南三陸町においては、狩猟期間が11月１日から翌年３月31日までとなります。

※　イノシシは、仙台市、石巻市、気仙沼市、登米市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、栗原市、大崎市、富谷市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、利府町、大和町、大郷町、大衡村、色麻町、加美町及び南三陸町においては、狩猟期間が11月１日から翌年３月31日までとなります。

◆ 鳥獣保護、銃猟の禁止場所等

捕獲禁止の場所		鳥獣保護区（特別保護地区を含む）、休猟区、公道、公園、社寺境内、墓地
銃猟の禁止	場　所	特定猟具使用禁止区域（銃）、住居が集合している地域、多数の者の集合する場所
	時　間	日の出前、日没後
	方　向	弾丸の到達するおそれのある人、飼養・保管されている動物、建物、電車、自動車、船舶等
狩猟の承諾等		垣、さく等で囲まれた土地、作物のある土地
狩猟の禁止	危険防止	爆発物、劇薬、毒薬、据銃、危険なわな、落とし穴
	狩猟鳥獣保護	①　ユキウサギ、ノウサギ以外の狩猟鳥獣を捕獲等するため、はり網を使用する方法（人が操作することによって、はり網を動かして捕獲等する方法を除く。） ②　口径の長さが10番の銃器又はこれより口径の長い銃器を使用する方法 ③　飛行中の飛行機若しくは運行中の自動車又は５ノット以上の速力で航行中のモーターボートの上から銃器を使用する方法 ④　構造の一部として３発以上の実包を充填することのできる弾倉のある散弾銃を使用する方法 ⑤　装薬銃であるライフル銃（ツキノワグマ、ヒグマ、イノシシ（イノブタを含む）及びニホンジカにあっては、口径の長さが5.9ミリメートル以下のライフル銃に限る）を使用する方法 ⑥　空気散弾銃を使用する方法 ⑦　同時に31以上のわなを使用する方法 ⑧　わなを用いて狩猟鳥、ヒグマ、ツキノワグマを捕獲等する方法 ⑨　イノシシ、ニホンジカの捕獲等するため、くくりわな（輪の直径が12㎝を超えるもの、締付け防止金具が装着されていないもの、よりもどしが装着されていないもの又はワイヤーの直径が４㎜未満であるものに限る。）を使用する方法 ⑩　ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ以外の獣類の捕獲等をするため、くくりわな（輪の直径が12㎝を超えるもの又は締付け防止金具が装着されていないものに限る。）を使用する方法 ⑪　狩猟者の住所、氏名、登録した知事名、登録年度、登録番号を1字の大きさが縦1㎝以上、横1㎝以上の文字で記載した金属製又はプラスチック製の標識を付けない網又はわなを使用する方法 ⑫　犬に咬みつかせることのみにより捕獲等する方法又は犬に咬みつかせて狩猟鳥獣の動きを止め若しくは鈍らせ、法定猟具を使用する方法以外の方法により捕獲等する方法 ⑬　とらばさみ、つりばり、とりもち又はおしを使用する方法 ⑭　矢を使用する方法（吹き矢、クロスボウ（ボウガン）を含む） ⑮　キジ笛を使用する方法 ⑯　ヤマドリ（コシジロヤマドリを除く。）、キジ（コウライキジを含む。）を捕獲等するため、テープレコーダーなどの電気音響機器を使用する方法

◆ １人1日当たりの捕獲数の制限

狩　猟　鳥　獣　の　種　類	１日当たりの捕獲数の上限
マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ及びクロガモ	合計して５羽（網を使用する場合にあっては、法第11条第２項に基づき環境大臣の定める狩猟鳥獣の捕獲等をする期間ごとに200羽）
エゾライチョウ	２羽
ヤマドリ及びキジ（コウライキジを含む）	合計して２羽
コジュケイ	５羽
ヤマシギ及びタシギ	合計して５羽
キジバト	10羽

◆ 宮城県内における狩猟による年度別捕獲数

狩　猟　鳥　類　　単位：羽

種　名	年度別捕獲数 R5	R6	R7	種　名	年度別捕獲数 R5	R6	R7
キ　ジ	1,455	1,191	1,896	ス ズ ガ モ	9	8	8
コウライキジ	－	－	－	ク ロ ガ モ	3	2	14
ヤ マ ド リ	519	299	682	タ シ ギ	－	1	2
エゾライチョウ	－	－	－	ヤ マ シ ギ	1	1	1
コ ジ ュ ケ イ	12	16	5	キ ジ バ ト	293	304	440
オ ナ ガ ガ モ	320	367	629	ハシブトガラス	111	118	123
コ ガ モ	443	900	810	ハシボソガラス	98	97	156
ヨ シ ガ モ	3	1	10	ミヤマガラス	5	－	－
マ ガ モ	3,595	4,006	4,606	カ ラ ス 類	29	－	－
カ ル ガ モ	1,640	1,608	1,789	ス ズ メ	385	243	414
ヒ ド リ ガ モ	4	2	22	ニュウナイスズメ	－	－	－
ハシビロガモ	1	12	6	ヒ ヨ ド リ	22	14	－
ホ シ ハ ジ ロ	5	16	21	ム ク ド リ	－	－	9
キンクロハジロ	5	12	30	カ ワ ウ	92	88	85
					9,050	9,306	11,785

狩　猟　獣　類　　単位：頭

種　名	年度別捕獲数 R5	R6	R7
ツキノワグマ	9	6	4
イノシシ(含イノブタ)	894	726	2,027
オ ス ジ カ	78	170	172
メ ス ジ カ	164	218	300
シカ(性不明)	－	－	29
キ ツ ネ	14	5	5
タ ヌ キ	73	57	54
ア ナ グ マ	6	8	6
テ ン	4	2	－
ミ ン ク	－	－	－
アライグマ	4	1	1
ハクビシン	13	6	13
シ マ リ ス	－	－	－
タイワンリス	－	－	－
オスイタチ	－	－	1
シベリアイタチ	－	－	－
ノ ウ サ ギ	4	－	－
ユキウサギ	－	－	－
ノ ネ コ	－	－	－
ノ イ ヌ	－	－	－
ヌートリア	－	－	－
	1,263	1,199	2,612

◆ 猟場における注意事項

1．狩猟事故、狩猟違反の防止に努めましょう。
2．捕獲目的鳥獣の生態を十分研究しましょう。
3．狩猟鳥獣であっても、とっさの場合には発砲しないようにしましょう。
4．ゴイサギとバンについては令和４年９月15日より非狩猟鳥獣となりましたので、注意願います。
5．メスヤマドリ及びメスキジについては、狩猟鳥獣ではありますが、令和４年９月15日から令和９年９月14日まで捕獲が禁止されています。
6．生息数の減少等によりヨシガモ、ハシビロガモ、クロガモの捕獲の自粛について御協力をお願いします。
7．次の日程で県内又は全国一斉にガンカモ類の生息調査を実施しますので、カモ類の狩猟を行わないよう御協力をお願いします。
　県内：令和９年１月16日の前後１週間の内、１日間
　全国：令和９年１月中旬
8．国有林で狩猟を行う場合は、 各森林管理署へ入林手続きをしましょう。

・宮城北部森林管理署
　大崎市古川東町5-32
　0229 (22) 2074

・仙台森林管理署
　仙台市青葉区東照宮一丁目15-1
　022 (273) 1111

宮城北部森林管理署

仙台森林管理署

◇　イノシシとニホンジカの狩猟について

1．イノシシについて
（第四期宮城県イノシシ管理計画期間：令和４年４月１日から令和９年３月31日まで）

(1)　狩猟期間の延長
令和８年11月１日から令和９年３月31日まで、一部地域((2) 参照)でイノシシを狩猟できる期間が延長されます。

(2)　狩猟期間の延長の対象区域
仙台市、石巻市、気仙沼市、登米市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、栗原市、大崎市、富谷市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、利府町、大和町、大郷町、大衡村、色麻町、加美町及び南三陸町

(3)　猟法
狩猟期間が延長される間のイノシシの猟法は、通常の狩猟期と同様になります。

2．ニホンジカについて
（第三期宮城県ニホンジカ管理計画期間：令和４年４月１日から令和９年３月31日まで）

(1)　狩猟期間の延長
令和８年11月１日から令和９年３月31日まで、一部地域((2) 参照)でニホンジカを狩猟できる期間が延長されます。

(2)　狩猟期間の延長の対象区域
石巻市（金華山を除く。）、気仙沼市、登米市、大崎市、栗原市、女川町及び南三陸町

(3)　捕獲数の上限
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の改正により、捕獲数の上限はなくなりました。

(4)　猟法
狩猟期間が延長される間のニホンジカの猟法は、通常の狩猟期と同様となります。

◆ 宮城県内警察署

狩猟において、銃猟違反や違法わなの設置など、鳥獣保護管理法や銃刀法違反などの法令違反者・猟具を見つけられた場合は、下記の宮城県内各警察署又は県地方振興事務所・地域事務所、自然保護課あてに御連絡をください。

警察署名	郵便番号	所在地	電話番号
仙台中央警察署	〒980－0022	仙台市青葉区五橋一丁目３番19号	022(222)7171
仙台南警察署	〒982－0011	仙台市太白区長町六丁目２番７号	022(246)7171
仙台北警察署	〒981－0913	仙台市青葉区昭和町３番13号	022(233)7171
仙台東警察署	〒983－0041	仙台市宮城野区南目館21番１号	022(231)7171
泉警察署	〒981－3133	仙台市泉区泉中央１丁目２番地の５	022(375)7171
若林警察署	〒984－0030	仙台市若林区荒井東１丁目８番地の２	022(390)7171
塩釜警察署	〒985－0003	塩釜市北浜四丁目６番41号	022(362)4141
大和警察署	〒981－3625	黒川郡大和町吉田字北谷地27番地の１	022(345)0101
石巻警察署	〒986－0873	石巻市山下町一丁目６番20号	0225(95)4141
気仙沼警察署	〒988－0181	気仙沼市赤岩杉ノ沢47番地６	0226(22)7171
佐沼警察署	〒987－0511	登米市迫町佐沼字中江五丁目11番５号	0220(22)2121
登米警察署	〒987－0702	登米市登米町寺池目子待井265番地	0220(52)2121
河北警察署	〒986－0101	石巻市相野谷字杉ヶ崎20番地	0225(62)3411
南三陸警察署	〒986－0725	本吉郡南三陸町志津川字沼田150番地118	0226(46)3131
古川警察署	〒989－6221	大崎市古川大宮一丁目1番17号	0229(22)2311
遠田警察署	〒987－0001	遠田郡美里町藤ヶ崎一丁目81番地	0229(33)2321
若柳警察署	〒989－5501	栗原市若柳字川北原畑４番地４	0228(32)3111
築館警察署	〒987－2272	栗原市築館字留場中田201番地の２	0228(22)1101
鳴子警察署	〒989－6821	大崎市鳴子温泉字車湯92番地12	0229(82)2249
加美警察署	〒981－4261	加美郡加美町字町裏103番地１号	0229(63)2311
岩沼警察署	〒989－2426	岩沼市末広二丁目１番23号	0223(22)4341
大河原警察署	〒989－1267	柴田郡大河原町字小島21番地８	0224(53)2211
白石警察署	〒989－0217	白石市大平森合字清水田４番地１	0224(25)2138
角田警察署	〒981－1505	角田市角田字扇町５番地７	0224(63)2211
亘理警察署	〒989－2351	亘理郡亘理町字旧舘61番地21	0223(34)2111

◆ 宮城県(仙台市)における日の出、日の入の時刻(令和８年度)

緯度:38.267　経度:140.867　標高:0.0　標準時:9

年	日／月	1日 日の出	1日 日の入	15日 日の出	15日 日の入
2026	11			6：17	16：25
	12	6：34	16：17	6：46	16：17
2027	1	6：53	16：27	6：52	16：40
	2	6：42	16：58	6：28	17：14
	3	6：09	17：29	5：49	17：43

注：日の出、日の入の時刻は、日付及び地域によって異なるので新しい新聞等で必ず確認の上、出猟してください。

発　　行　宮城県
編集・問合せ先　宮城県　環境生活部自然保護課
〒980-8570
住 所　宮城県仙台市青葉区本町3-8-1
電 話　022(211)2673
FAX　022(211)2693
発 行 年 月　令和8年10月